

府中市生きがい創業ビジネス補助金交付要綱

平成26年9月11日府中市告示第138号

平成28年7月15日府中市告示第173号

平成29年5月29日府中市告示第104号

平成30年5月31日府中市告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の社会参加を促進し、健康で生きがいのある充実した生活を送ることのできる長寿社会の一助とするため、高齢者に就労の場を提供する事業及び高齢者が地域で貢献することができる場を提供する事業に対し、市長が予算の範囲内において府中市生きがい創業ビジネス補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、府中市に住所を有する個人若しくは主に府中市に住所を有する個人で構成される団体又は代表者が府中市に住所を有している法人若しくは府中市に所在地を置く法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市町村民税（延滞金を含む。）及び税外収入金を滞納している場合（団体の場合にあつては、構成する全ての個人を対象とする。）
- (2) 宗教活動及び政治活動を目的として事業を行う個人、団体又は法人である場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員である場合

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、府中市内で実施する次の各号のいずれかに該当する事業で、補助対象事業の収益その他収入により、当該補助対象事業を開始した日から3年以上継続して行う見込みがあるものとする。

- (1) 高齢者に就労の場を提供するため新規に開始する事業
- (2) 高齢者の雇用を目的として既存の事業を拡大する事業
- (3) 高齢者が地域で貢献することができる場を提供する事業

3 前項第1号及び第2号に掲げる事業は、新たに就労の場を得る者が3人以上であり、その半数以上が府中市に住所を有する60歳以上の者である場合に限り補助対象事業とし、同項第3号に掲げる事業は、新たに地域で貢献する場を得る者

が3人以上であり、その半数以上が府中市に住所を有する60歳以上の者である場合に限り補助事業とする。ただし、補助対象者（補助対象者が団体又は法人の場合はその代表者）の二親等以内の親族は、新たに就労の場を得る者の人数に含めないものとする。

- 4 第2項第1号及び第2号に掲げる事業は、創業に係る講習会や専門機関による指導等（以下「創業に係る講習会等」という。）の支援を受けている場合に限り、補助対象事業とする。
- 5 第2項第3号に掲げる事業は、対象地域の町内会等に対して事前に事業計画の説明を行い、その内容に対して町内会等から十分に理解を得られている場合に限り、補助対象事業とする。
- 6 第2項第3号に掲げる事業は、前年度までに同項第1号から第3号に該当するものとして、既に補助金の交付決定を受けている場合にあっては、市の主要な課題解決に取り組む事業のうち、市長が必要と認めるものに限り、1回を限度として再度補助対象事業とするものとする。

（補助金の額等）

第3条 前条第2項第1号及び第2号に掲げる補助対象事業に係る補助金の額は、それぞれ補助対象事業を開始するために必要となる経費の合計額（国、県、市その他の機関から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等を差し引いた額とする。次項において同じ。）に2分の1を乗じて得た額以下とし、100万円を上限とする。

2 前条第2項第3号に掲げる補助対象事業に係る補助金の額は、補助対象事業を開始するために必要となる経費（前条第6項の規定による補助対象事業については、当該補助対象事業を開始するために必要となる経費のうち、市長が必要と認めるもの）の合計額とし、100万円を上限とする。

3 前2項の補助金の額は、第5条に規定する審査により決定するものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中市生きがい創業ビジネス補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 府中市生きがい創業ビジネス事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 府中市生きがい創業ビジネス事業収入支出予算書（別記様式第3号）
- (3) 市税完納証明
- (4) 補助対象事業で新たに就労の場を得る者（第2条第2項第3号の補助対象事業については、新たに地域で貢献する場を得る者）の勤務形態及び担当業務がわかる書類

- (5) 第2条第2項第1号及び第2号の補助対象事業にあつては、支援を受けた創業等に係る講習会等の内容がわかる書類
- (6) 第2条第2項第3号の補助対象事業にあつては、町内会等に対して事前に事業計画の説明を行った内容がわかる書類
- (7) 第2条第2項第2号及び同条第6項に規定する補助対象事業にあつては、既存事業の内容がわかる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、提出された書類及び申請者からの聴取り事項を審査し、適当と認めたときは補助金の額及び交付を決定し、府中市生きがい創業ビジネス補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する通知書に別に定める条件を付すものとする。この場合において、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の実施に当たり、当該条件を遵守しなければならない。

(補助金の交付請求)

第6条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の決定通知書を受け取った日から起算して30日を経過する日までに府中市生きがい創業ビジネス補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理した日から起算して30日を経過する日までに、第5条の規定により決定した補助金の額を交付するものとする。

(事業内容の変更の承認)

第8条 交付決定者は、補助対象事業を開始した日から起算して3年を経過するまでの間に、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、第5条の決定通知書を受け取った日の属する年度の翌年度の5月31日までに、補助対象事業の実施状況を、府中市生きがい創業ビジネス補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 府中市生きがい創業ビジネス事業収入支出決算書（別記様式第7号）
- (2) 領収書の写し又は支払いを証明する書類
- (3) 府中市生きがい創業ビジネス事業実績書（別記様式第8号）

- (4) 事業の実施状況が確認できる書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び返還)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、府中市生きがい創業ビジネス補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査において、必要があると認めるときは、第5条に規定する審査の内容、補助金の額及び交付の条件の適合について、現地で調査をすることができる。

3 交付決定者は、既に交付を受けた補助金の額が第1項の規定により確定された額を超えるときは、当該差額について、市長が定める期日までに返還しなければならない。

(交付の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業を開始した日から起算して3年を経過するまでの間に、市長の承認を得ず、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止し、又は第2条の要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) この要綱の規定及び補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (5) 補助対象事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (6) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部について実施する必要がなくなったとき。
- (7) 補助対象事業開始前に、補助金交付の目的が達成できないことが明らかになったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 前項の規定（第6号及び第7号を除く。）は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、府中市生きがい創業ビジネス補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

4 第1項の規定により交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた者は、取消し

に係る部分の補助金について、市長が定める期日までに返還しなければならない。

(事業の報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業を開始した日から起算して3年を経過するまでの間は、当該補助対象事業を開始した日から起算して1年を経過するごとに、当該1年を経過する日の翌月の末日までに、府中市生きがい創業ビジネス事業継続報告書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施状況が確認できる書類等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成26年9月11日告示第138号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年9月16日から適用する。

附 則 (平成28年7月15日告示第173号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年5月29日告示第104号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の府中市生きがい創業ビジネス補助金交付要綱に基づき交付決定を受けた者に係る事務手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、現にこの告示による改正前の府中市生きがい創業ビジネス補助金交付要綱第2条第2項第3号の補助対象事業での交付決定者については、なお従前の例によるものとする。

- 3 前項に定める交付決定者は、この告示による改正後の府中市生きがい創業ビジネス補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)第2条第2項第3号の補助対象事業により交付の決定を受けたものとみなして、新要綱第2条第6項の規定を適用することができる。